| | |
|---|---|
| 二三〇MHzを超え一GHz以下 | 四七デシベル |

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるもの（以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)において「小型設備」という。）にあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)(二)において同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

| 周波数帯 | 準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。） |
|---|---|
| 三〇MHz以上二三〇MHz以下 | 五二デシベルから四五デシベルまで　※ |
| 二三〇MHzを超え一GHz以下 | 五二デシベル |

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この項において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

| 周波数帯 | 許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。） | |
|---|---|---|
| | 尖頭値 | 平均値 |
| 一GHz以上三GHz以下 | 七六デシベル | 五六デシベル |
| 三GHzを超え六GHz以下 | 八〇デシベル | 六〇デシベル |

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

［新設］